

ID: 0433

担当部署: 上下水道局 管理課

処分の概要	占用の許可		
例規名 根拠条項	長門市漁業集落排水処理施設条例 第18条第1項		
例規番号	平成17年条例第154号		
<p>【根拠条文】 (占用) 第18条 排水処理施設の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して排水処理施設の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占用許可申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について、前条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和2年12月25日	最終変更年月日	令和4年2月28日